

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会
(第5回)
議事要旨

日時：令和3年7月12日（月曜日）10時00分～11時50分

場所：Webexによるオンライン会議

出席委員等

林座長、平塚委員、平山委員、松永委員、長澤様、森様、山口様、松尾様、野口様、高橋様、別所様、神谷様、清水様、石井様

議題

中間整理について

議事概要

<座長より開会の挨拶>

<事務局より資料の説明>

<討議（主なご意見）>

○ 中間整理について

<サプライチェーン内の負担>

- 今後の検討の方向性について、「個社の事情によって異なる」よりも「個々の事情によって異なる」という表現の方が適切。委員・産業界の意見にある半導体企業について、どのような企業を念頭に置いているのか明確化されると良い。

<その他>

- 報告書には、別紙などの形で名簿を付けた方が良いのではないかと。また、政府内の出席者の位置付けが分かるように、記載を明確化した方が良いのではないかと。

<サプライチェーン内の負担>

- 標準技術を実装した自社製品について知財補償（特許料の負担）をせず、自社製品を搭載した製品にも特許権を行使して特許料を稼ぐ半導体サプライヤもいる。これを是正する目的で「サプライチェーン内の負担の必要性」を意見した。
- 今後の検討の方向性について、サービス事業者を狙い撃ちにするとという誤解を招く表記は良くない。また、半導体企業にも負担を求めることが必要。サービス事業者と半導体企業の両方に言及する、又は「商流全体」などの表現が良い。

<交渉過程のルール>

- 一部海外メディアから、あたかも実施者のためだけにルールを検討しているかのような誤報が出ているのは残念。誤解を避けるため、今後の検討の方向性において、「情報提供等」を「誠実交渉」と表現した方が良いのではないかと。

<サプライチェーン内の負担>

- 今後の検討の方向性について、現状のサプライチェーン内での負担では乗り切れないため、負担割合や負担する当事者の拡大を検討する必要があるという議論を踏まえ、「商流全体」、又はサービス事業者以外も例示する形が望ましい。

<交渉過程のルール>

- 日本企業は意図的なホールドアップ／アウトをする訳ではない。産業が停滞しないためには、適正なライセンス取引環境の整備が必要。そのために、権利者・実施者双方が交渉の透明性を確保するためのルールに従うという義務を負うべき。
- 今後の検討の方向性については、透明性を担保するルールの「検討を進める」だけでなく「発信する」という形にして頂きたい。

<パテントプール>

- プールの透明性が担保されれば誠実交渉も促される。ライセンス条件等が不明確な透明性の低いプールには、改善を促す方向が良い。今後の検討の方向性については、透明性のあるプール、という趣旨を追記して頂きたい。

<共同交渉>

- 交渉相手の権利者が特許主張主体（PAE）の場合や、カウンター特許等の武器を持たない企業が実施者の場合には、共同交渉を行うことによる競争法上のリスクは低いと考えられ、当事者双方にとってのメリットも大きいと思われる。

<サプライチェーン内の負担>

- サプライチェーン内の負担は、技術全体、ビジネス全体を見て判断されるべきである。その意味で、今後の検討の方向性に、商流全体での負担、という趣旨を記載することには賛成する。

<その他>

- この報告書だけで終わってしまうと、何の発信にもならない。共同交渉も検討を行うことは支持するが、ここに時間を掛けることにより、最も重要な交渉過程のルールの策定・発信が遅れないようにして頂きたい。

<交渉過程のルール>

- 訴訟において一部だけ公表される場合を除いて、現実のライセンス交渉過程は公表されない。交渉モデルを使って議論を深める方法もあるかもしれない。

<サプライチェーン内の負担>

- 今後の検討の方向性において、「商流全体での負担」という表現を使うという修正の方針に賛成。どこまでが商流全体かをはっきりさせた上で、記載して頂くと良いと思う。

<交渉過程のルール>

- ドイツではノキア・ダイムラー訴訟の和解があり、今後、我が国企業も訴訟に巻き込まれていく可能性が高い。政府は、交渉ルールの策定を迅速に進めるべき。今後の検討の方向性は、「ルールを迅速に検討」という表現にして頂きたい。

<サプライチェーン内の負担>

- 特許庁の判定制度は、特許の特徴の特定を行うという制度変更をせずとも、サプライチェーン内での負担配分の議論に利用できるのではないかと。本制度の手引き等や判定結果の英文化・公表により、海外に本制度を宣伝すべきではないかと。

<共同交渉>

- 水平的な共同交渉においてカルテルを防止する手法については、既に欧州委員会専門家グループで検討が行われている。我が国で検討を行う際には、こうした既に進展している海外の議論を参考とすることが有益ではないかと。

<その他>

- 今後の検討の方向性について、原文と仮英訳における主語の記載が一致するように表現を適正化すべきではないかと。

<パテントプール>

- パテントプールに関する今後の検討の方向性については、現実には情報が偏在するという側面もあるので、検討の前提として透明性という要素に加えて、合理性という要素も重要であり、合理性という要素も追記して頂きたい。

<サプライチェーン内の負担>

- 今後の検討の方向性における「サービス事業者」という表現について、通信事業者かアプリ事業者か等、どのような事業者を指しているのかにつき、通信事業者を意図した議論であったと理解しており、誤解が生じない記載とした方が良い。

<その他>

- 最近、米国で発出された「米国経済の競争促進のための大統領令」において、米国司法長官に対し、SEPに関する過去の政策声明見直しの検討が求められていた。今後も動向を注視する必要がある。

<交渉過程のルール>

- 交渉過程に関するルールに関して、「情報提供等のルール」でなく「誠実交渉のルール」という表現を使用する方針について賛成。

<パテントプール>

- プールを選択するか、二社間の交渉で解決するかは、それぞれのメリット、デメリットを比較考量することになる。次の段階ではこうした基本的な議論を押さえる必要がある。
- 本日の会合で出た意見（透明性、合理性という要素の追記）は、各出席者の意見としての記載に留めるべきではないか。

<サプライチェーン内の負担>

- 今後の検討の方向性について、商流全体という文言はあっても良いが、どこからどこまでを指しているのかという問題もあるため、サービス事業者や半導体企業など、具体的な内容を例示した方が良い。

<その他>

- 次の段階では、効率的にファクトを集める意味でも、議事を公開するという方法を取るのが良いのではないか。

<座長より中間整理報告書の取りまとめに関する確認>

- 本日のご意見を踏まえ、事務局で中間整理案の内容を修正する。修正の方向性については、本日の会合の中で概ね確認が出来たと思う。一部意見に相違があった、パテントプールの部分については、本会合後に別途調整することとし、その他の修正の内容については、座長一任とさせて頂くことでよいか。（異論無し）

お問合せ先

経済産業政策局 競争環境整備室／知的財産政策室

電話：03-3501-1511